電波オークション導入のための電波法改正・実施方針(案)

2010 年 3 月 11 日 鬼 木 甫 ㈱情報経済研究所

I. 電波法改正案

オークション導入については、いずれにしても電波法の改正が必要になる。また具体的な提案のためには、法律改正案を提示するのが便利である。これらを考え、以下に議論のための改正試案を述べる。

A. 条文案:

『電波法第7条に続いて下記を加える。

「(入札による免許の付与)

第7条の2

- 1. 総務大臣は、次の各号に該当する無線局免許については、前条による「比較審査」に代え、 第2項以下の定めるところにしたがい、申請者間の競争入札によって免許を(*)*付与することができる。*
 - 一、周波数帯を排他的に利用する免許であること
 - 二、1個の免許に対して複数の申請がなされること
 - 三、以下のうち少なくとも1個に該当すること
 - (1) 申請者が営利法人である
 - (2) 周波数を営利目的に使用する
 - (3) 周波数を使用して他者に役務を提供し、役務ごとにその対価を収受する
 - 2. 入札は、公正・公平・透明の原則にしたがって実施する。
 - 3. 入札方式の選定に際しては、落札価格が適正な長期均衡価格に近づくように配慮しなければならない。
 - 4. 本条によって付与した免許の有効期間は第13条の規定にかかわらず(*) *15 年と*する。
 - 5. (*) 総務省は、前項に定める免許の有効期間(以下「本有効期間」)が10年を経過する時点までに本有効期間終了後の周波数利用計画(以下「次期計画」)を定め、次期計画が本条第1項の各号に該当する場合は、本有効期間が12年を経過する時点までに次期計画による免許付与について本条を適用する。
 - 6. 入札による収入は、以下の各号の順に支出する。
 - 一、入札業務実施費用に充当
 - 二、本条による免許付与の対象となった周波数帯を確保するために支払われた前免許人等に 対する補償金に充当
 - 三、国庫収入に充当
 - 7. 本条によって付与された免許は、総務大臣の承認を受けた上で、免許内容を変更することなく他者に譲渡あるいは貸与することができる。

- 8. 総務大臣は、本条によって免許を受けた者あるいは前項によってその譲渡あるいは貸与 を受けた者から前項による譲渡あるいは貸与の申請がなされた場合、これが当初の免許 条件をすべて満たす場合には申請を承認しなければならない。
- 9. (*) 本条の施行日以前に付与された免許の再免許については、本条の規定を適用しない。
- 10. 本条に関する詳細は総務省令によって定める。

B. 説明

- 1. 現在の免許付与は、電波法7条に基づく「審査」に拠っている。7条の規定自体は複数の申請者を直接に想定していないが、近年になって申請の競合を抑えることができなくなった(以前は、申請の事前調整による1本化を指導していた)ので、免許者の決定に「比較審査」の用語を使うようになっている。本改正案は、その「比較審査部分」だけを「競争入札」で置き換えることを意図し、免許付与の他の部分や電波利用料にはタッチしていない。
- 2. 個々の事項について選択の余地がある場合でも、筆者の独断でそのうち1個を選んでいる(試案中(*)に続くイタリックの部分)。
- 3. 第4、5項で免許期限を15年とし、その3年前までに次期免許のオークションを行うようにしている。免許期間が限られているので、落札額の支払は、一括払あるいは年払(15年間)のどちらを選んでも実質的な差は生じない。ただし年払は、途中不払が生じた場合、免許をどのように処置するかが問題になる。
- **4.** またもとより筆者は法律専門家でなく、法技術的にはいくつか難点が残っていることをお断りしておきたい。

C. 参考

電波法7条、13条(末尾に記載)

II. オークション実施方針案

A. 概要案

- 1. 総務省が省令あるいは告示として作成。
- 2. 作成経過をすべて公開し、パブリックコメントを募集する。コメント、反論もすべて 公表し、かつこれを複数回繰り返すようにする。
- 3. 委員会を設置して検討する場合、利害関係者は意見表明のみにとどめ、票決には参加 しないことが望ましい。

B. オークション実施方針案

オークションのテストを兼ねて、当初は少数、小規模の帯域で実施。IMT 帯は避ける。

広義の放送を含めたサービスを営利目的で供給する場合を想定。サービス目的・内容は もとより、使用技術もなるべく自由化する。

1. 対象周波数帯

旧 VHF 放送帯あるいは同 UHF 帯内のホワイトスペースから、地域ごとに 2 チャンネル分 (12MHz、6MHz×2)。混信を避けるため、なるべくアナログ放送に使用していたチャンネルを対象とする。UHF は低周波帯部分を優先。またこれらのために、総務省による「周波数利用計画」の作成、公示が必要。

2. 参入資格

最大手通信・放送事業者は除く。しかし 1/3 を超えない資本・役員参加を含む別会社は可とする(外国会社の参入条件と同じ)。今回は VHF/低 UHF であるため、独占禁止キャップは不要か(?)。

3. 免許範囲

地域別とする。複数地域への入札も可。電波事情、経済事情を考えた上で都道府県別に代わる新たな地域区分、新サービス向けの周波数帯区分を工夫することが望ましい。

4. 電波退蔵 (hoarding) の防止

投機目的の退蔵を防止するため、転売・転貸の際には落札額を超える収入について 95%の譲渡税をかける。参入阻止目的の退蔵防止は、B.2 と同じ理由から不要か(?)。

5. オークション方式

- **a.** 全国すべての地域につき同時に実施。入札(bidding)を多数回繰り返す(multiple simultaneous auction)。数週間あるいは数ヶ月の入札期間を予定する。途中棄権はもちろん OK。
- b. 入札額に比例する証拠金のデポジットを要求。落札しないときは返還。
- c. 週 2~3 回程度のサイクルで入札を実施。入札額引き上げのみを認める。途中結果は金額のみ公表。週ごとの入札額の増加が、あらかじめ定める幅(ゼロを含む)よりも微少になったところで停止(closing rule)。
- d. 入札額の収束を確実にするため、入札参加者には毎週積極的に入札することを義務づける (activity rule)。何もしないで他者の入札を見過ごしたときは失格。
- e. 落札者にはあらかじめ定めた期限内に、現金での全額支払を要求。支払できない場合は、次位者に権利を移行。(今回は年払を採用しない。)
- f. 談合厳禁。違反者は失格し、証拠金を没収。
- g. 参加者の準備のため、入札方式の決定から実際の入札開始まで、相当の期間を置く。

6. オークション管理

- a. 管理主体:(別途)入札によりオークションの実施を外部に委託。管理費用はオークション収入で賄う。事故(たとえば誤記入、誤計算)に備えて保険加入を義務化。
- **b.** 参加者に対しては、事故時についての対応策をあらかじめ決める。できれば参加 者向け損害保険を準備する。

I.C. 参考

1. 電波法7条

(申請の審査)

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 周波数の割当てが可能であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。
- **2** 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画(放送をする無線局に使用させることのできる 周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、 周波数の割当てが可能であること。
- 三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
- 四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準(放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。)に合致すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に 合致すること。
- 3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項 の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号 の放送系の数の目標(次項において「放送系の数の目標」という。)の達成に資することとなるように、第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という。)の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。
- 4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。
- 5 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示 しなければならない。
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

2. 電波法 13条

(免許の有効期間)

- **第十三条** 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
 - 2 九百三メガヘルツから九百五メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が五ワット以下である無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、十年とする。
 - 3 船舶安全法第四条 (同法第二十九条ノ七 の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。) の船舶の船舶局(以下「義務船舶局」という。)及び航空法第六十条 の規定により無線設備を設置しなければならない航空機の航空機局(以下「義務航空機局」という。)の免許の有効期間は、第一項の規定にかかわらず、無期限とする。